

## 相模原市告示第493号

### 相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年11月14日

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 都市計画の種類及び名称  
相模原都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
なし
  - (2) 削除する部分  
なし
  - (3) 変更する部分  
相模原市南区麻溝台字にの原、麻溝台八丁目及び新磯野字磯部出口地内
- 3 都市計画の図書の縦覧場所  
相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課